きょうと生物多様性センター 令和6年度事業計画

概要

京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開する。

1 「収集」分野の事業

(1) 分布などの生物多様性情報の集積・データベース化

京都府の生物多様性の状況を把握するため、動植物の分布情報等を収集しデータベースを構築する。外来生物や身近な種などについては、生息状況の見える化等を行うことで、府民等への普及啓発につなげる。

ア 情報の集積・整理(希少種、普通種、外来種)

以下により得られる生物多様性情報等の集積・整理。

情報の集積に当たっては、継続的に情報収集ができる体制の構築や収集する情報の優先順位も併せて検討

- ① 希少種情報(大学、行政、事業者、保全団体等が保有する生物情報、調査記録 データ、個人等からの情報提供、センターHPでの情報提供の呼掛けなど)
- ② 外来種情報 (大学、行政、事業者、保全団体等が保有する生物情報など)
- ③ 普通種情報 (モニタリングサイト 1000 等の公開調査データ、センター事業 (いきもの調査、自然観察会等) で観察された生物情報)

イ 情報の分析

集積した情報を基に、府内各地域(京都市域等)における分布状況(経年変化を 含む)を整理し、特徴を分析

ウ 情報基盤の構築と利活用

集積した生物多様性情報を利活用できる形式に整理し、利活用や継承業務へ活用 ①センター職員が閲覧できる形式に整理

- ・希少種情報など
- ②公開等による第3者の利活用方法の検討、実施
- ③京都府における生物多様性の状況の見える化
 - ・府域における身近な生きものの生息・生育分布(カエル、ツバメ、セミなど の身近な種、環境省自然環境計画課が選定した「代表的な昆虫 20 選」など)
 - ・保全活動における指標生物の生息・生育分布
 - ①文化などとのつながりにより地域を特徴付ける生物種 (例:チマキザサ、コバノミツバツツジ、アカマツ、竹など)
 - ②外来生物など啓発や広域的な対策が必要な生物種

(例:アルゼンチンアリ、オオハンゴンソウ、オオバナミズキンバイなど)

・生物多様性と社会生活に関する情報の図示

(例:ニホンジカの生息状況や森林植生の変化と災害の発生状況、外来生物 と農地の状況、紅葉時期の変遷など)

エ 京都府レッドリスト・レッドデータブックの改訂(京都府受託事業)

RDB 関連情報の集約 (これまで関西自然保護機構に委託している事業をセンターにシフト) を令和6年度から順次検討

- ①講師との連絡調整
- ②データの取りまとめ

(2) 各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握

京都府の生物多様性の状況把握につなげるため、関連施設等における標本や文献等の保有状況について把握を進める。標本のデジタル化を推進。

ア 標本や文献等資料の保有状況の情報収集

標本や文献等資料の保有状況の情報収集。可能なものは上記(1)のデータベースに取り込み

- ①4園館+地域拠点施設の情報(集中的に把握)
- 4 園館(市動物園、府立植物園、市青少年科学センター、京都水族館、梅小路公園)と地域の 中心的な公的施設をセンターの重点連携施設と位置づけ事業を実施
- ②大学、行政、事業者、保全団体等が保有する府域にゆかりのある情報
- ③府内の学校、保全団体の情報

イ 標本、文献資料等の管理体制の検討

標本収蔵の在り方の検討

- ①府内地域における標本収蔵等が可能な施設等の把握
- ②標本、文献資料等の管理の中核を担う分散型拠点の検討
 - ・ 企業や行政機関等遊休施設の把握、当該施設をセンターに貸与する仕組み の検討及び貸与

ウ 把握した状況の一元化

上記アにより把握した情報を利活用可能な形式に整理

- ①センター職員が常時共有できる形式で、一元的に整理
- ②公開等による第3者の利活用方法の検討、実施

エ 標本デジタル化システムの運用

重点連携施設等が保有する標本等の資料を中心にデジタルアーカイブ化を実施。 施設横断で情報を集約、一般への情報公開などを行い標本等資料の利活用を促進

2 「利活用」分野の事業

(1) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク形成

生物多様性保全を推進するためには、多様な主体が保全活動などに参画することが 必要であり、民間企業や保全団体、府民などを巻き込むための事業を実施するととも に、これら関係者のネットワーク化を図る

ア <u>きょうと☆いきものフェスの開催</u> 新規予算

令和5年度にはじめて開催した「きょうと☆いきものフェス」を拡充

イ きょうと☆いきもの調査の実施

ドングリを対象とした調査の継続と調査対象種の拡大

ウ 重点連携施設と連携したイベント等の実施

- 4 園館連携事業のイベントへの出展のほか、各施設と個別連携の実施
- ①4園館連携事業のイベント(4月、9月、2月)
- ②1(1)ア、(2)アで把握した情報を基にそれぞれの特性を生かした企画展等の検討(例:京都市青少年科学センターの標本活用)

エ 交流オフィスを活用したネットワーク化の推進

交流オフィスを活用した、多様な主体同士のネットワーク化の推進

- ①保全団体や企業の企画展の実施
- ②保全団体や企業のセミナーの開催
- ③企画展やセミナーと合わせた保全団体による相談員の検討
- ④展示の整備等によるネットワーク化

オ 保全活動参加者や保全エリア関係自治体等が交流するフォーラムの開催 新規予算 下記(2)ウの関係者や保全活動に関連する自治体等が事業目的を共有し、交流する フォーラムを開催

カ 保全団体のネットワーク化の推進

①保全団体等のセンターへの組織化

センターと保全団体等のより良い連携を検討し、令和6年度中に組織化等を行う。 (例:友の会制度(仮称)の創設)

②①の仕組みにより保全団体間の交流を活性化するとともに、必要に応じて地域別・ テーマ別保全のための意見交換会等を実施

キ 講師養成講座の実施や講師認定制度創設の検討

センターから講師派遣やイベント出展等を依頼する保全団体向けの講師養成講座を実施したうえで、一定の基準を満たした保全団体をセンターで講師認定する制度の創設を検討する。

(2) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート

生物多様性保全を効果的に推進するためには、多様な主体が連携し協力して取り組むことが必要であり、民間企業と保全団体、保全団体と専門家をつなげる等のコーディネートを行う。

また、植物園や水族館等の府内施設と連携した生息・生育域外保全などを進める。

ア きょうと生物多様性パートナーシップ協定に基づく保全団体への支援 協定に基づく企業と連携した保全活動の支援

イ 賛助会員等に対する支援の検討

賛助会員制度等においてセンターを支援する企業等における保全活動等への支援

ウ 保全活動の支援による取組の拡充・創出 新規予算

森里街川における保全活動の支援による取組拡充・創出 (エリア例:①森:八丁平、②里(農地):嵯峨野、伏見、③街:梅小路公園、④川:鴨川)

- エ 保全活動における現場立会・助言、専門家等のマッチング 希少種や外来種対策活動における現場立会・助言、専門家等のマッチング
- (3) 民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談対応

ア 生物多様性に配慮した経済活動の促進 新規予算

京都工業会や京都商工会議所等と連携した生物多様性に配慮した経済活動の促進

イ 民間企業や保全団体等の事業活動や保全活動に対する相談対応

交流オフィスや電話、メール等により相談対応を行い、民間企業や保全団体等の 事業活動や保全活動を行う際の配慮事項の助言や専門家の紹介などを実施

ウ 民間企業や保全団体等による自然共生サイト等への認定支援

民間企業や保全団体等が自然共生サイトをはじめとした認定制度への認定を目指 すにあたり技術的・事務的に支援

エ 府民等の生きものに関する相談対応

交流オフィスや電話、メール等による相談対応

- (4) 民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案
 - ア 環境調査の際の情報提供、助言、提案

データベースに基づく環境調査の際の情報提供、助言、提案

イ 公共事業等の行政施策における環境配慮の取組推進

農林部局の圃場整備事業等に対して助言、提案を実施し、情報収集から環境配慮までの優良事例を創出(モデル事業)

ウ 自然共生サイトの認定促進

都市公園をはじめとした公共施設における自然共生サイトへの認定促進に向けた 生物多様性保全上のポテンシャルを見える化(下記(6)イ関連事業)

(5) 生物多様性地域資源可能性調査

鹿背山、水源の里等のビジネスモデル創出

(6) 生物多様性に係る調査・研究

ア 生物多様性保全上のポテンシャル調査

自然共生サイトの認定促進や生物多様性地域戦略の進捗状況を評価するため、 生物多様性保全上重要な地域をはじめとしたポテンシャルを調査

イ 今後の保全等の戦略の策定

上記アの調査等で抽出された各地域のポテンシャルや生物多様性保全上重要な地域等を踏まえ、今後の保全等の戦略を策定

- 3 「継承」分野の事業
 - (1) 資料や情報を活用した環境学習・担い手育成及び情報発信
 - ア 京都ならではの生物多様性の発信 新規予算

茶道や香道など伝統文化の観点からの生物多様性を学ぶ環境学習の実施

イ 交流オフィスにおける環境学習の実施

交流オフィスにおける環境学習イベントの実施や展示等による情報発信

- ウ 環境学習施設等と連携した環境学習の実施
- エ 環境学習事業への講師派遣

小学校等における自然観察会への保全団体の講師派遣

オ 企業等と連携した環境教育・啓発の実施

企業等からの協賛を基にした環境教育・啓発の実施

- ①三洋化成工業 (ツチモン・庭園文化)
- ②南ロータリークラブ (子ども向け自然体験活動事業)
- ③京都環境保全公社
- カ 学校や大学等と連携した担い手育成研修会 教育カリキュラムに位置付けた保全活動の担い手を育成するプログラムの実施
- キ センター事業の広報・情報発信

4 その他事業

- (1) 持続可能な運営に向けた取組
 - ア 賛助会員、協賛等の募集
 - イ 国等の交付金の獲得
 - ウ 中期計画の検討・策定3~5年後のロードマップの検討
 - エ 法人化をはじめとした持続可能な体制構築に向けた検討
- (2) 外部資金の獲得等に応じた追加的取組
 - ア 保全団体や民間企業等の保全活動や啓発等の支援及び受託 行政や民間企業等が実施する調査や保全活動、啓発等事業の受託
 - イ 生物多様性に係る調査・研究 民間企業や大学等研究機関、専門家、保全団体等と連携したモニタリング調査等 (上記 2 (4)関連事業)
- (3) 職員の人材育成
 - ア 先進地視察等や研修受講によるセンター職員の能力向上